

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に規定する書面)

株式会社イズミ

吸収合併に係る事後開示事項

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

株式会社イズミ（以下、「当社」といいます。）及び株式会社江津グリーンモール（以下、「江津グリーンモール」といいます。）は、当社を吸収合併存続会社、江津グリーンモールを吸収合併消滅会社とする吸収合併を 2022 年 3 月 1 日を効力発生日として実施しました。

会社法第 801 条第 3 項に基づき、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に規定された本吸収合併契約に係る事後開示事項は次のとおりです。

記

1. 吸収合併の効力発生日

2022 年 3 月 1 日

2. 消滅会社における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権者の買取請求、債権者保護手続きの経過

江津グリーンモールにおける株主からの差止請求及び反対株主の株式買取請求は該当ありませんでした。また、同社は新株予約権を発行していません。

債権者保護手続きにつきましては、2022 年 1 月 14 日付で山陰中央新報及び官報への公告を行いました。異議申述期間内に意義を申し出た債権者はありませんでした。

3. 存続会社における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求、債権者保護手続きの経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、同法第 796 条の 2 柱書ただし書の規定により当社株主の差止請求権はありません。また同法第 797 条第 1 項ただし書きの規定により当社の株主の株式買取請求権は認められていません。

債権者保護手続きにつきましては、2022 年 1 月 14 日付で日本経済新聞及び官報において公告を掲載いたしました。異議申述期間内に異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、江津グリーンモールからその権利義務一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです

6. 変更登記日

2022 年 3 月 3 日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に規定する書類

(吸収合併に係る事前開示書類)

島根県江津市嘉久志町 2306 番地 30

株式会社江津グリーンモール

吸収合併に関する事前開示事項

株式会社 江津グリーンモール
代表取締役 飯田 良則

株式会社江津グリーンモール（以下、「当社」といいます。）及び株式会社イズミは、当社を吸収合併消滅会社、株式会社イズミを吸収合併存続会社とする 2021 年 12 月 14 日付合併契約書を締結しました（以下、「本吸収合併契約書」といいます。）。

本吸収合併契約に係る会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に規定する事前開示事項は次のとおりです。

事前開示事項

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社は、株式会社イズミの 100%子会社であるため、本合併による株式、金銭の交付はありません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項

該当する事項はありません。

4. 吸収合併存続会社についての計算書類等に関する事項

1) 吸収合併存続会社（株式会社イズミ）についての事項

①最終事業年度の計算書類

別紙 2 のとおりです。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当する事項はありません。

③最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当する事項はありません。

2) 当社についての事項

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当する事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

2021年2月28日現在、当社と株式会社イズミの貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は以下のとおりです。また、本吸収合併後の収益状況について、株式会社イズミの負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。さらに、株式会社イズミが本吸収合併後に負担する債務について、その履行に支障をきたすような事態の発生及びその可能性は現在のところ認識されていません。

よって、効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務は、履行の見込みがあるものと判断します。

	資産の額	負債の額	純資産の額
当社	479 百万円	230 百万円	248 百万円
株式会社イズミ	423,212 百万円	234,060 百万円	189,151 百万円

以上

合併契約書

令和3年12月14日

甲：広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

株式会社イズミ

代表取締役 山西 泰 明

乙：島根県江津市嘉久志町2306番地30

株式会社江津グリーンモール

代表取締役 飯田 良 則

上記の甲及び乙は、下記のとおり合併契約を締結したので、本書1通を作り、上記に記名押印のうえ、甲がこれを保有し、乙は、原本の写しを保有する。

(合併の方法)

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

(吸収合併の効力発生日)

第2条 合併の効力発生日は令和4年3月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、この期日を変更することができる。

(合併対価の交付及び割当て)

第3条 甲は乙の全株式を所有しており、本合併では一切の対価を交付しない。

(増加すべき資本金及び準備金)

第4条 本合併により、資本金及び準備金は増加しない。

(会社財産の引継ぎ)

第5条 乙はその作成した令和4年2月28日現在の貸借対照表、その他同日の計算を基礎とし、これに合併の効力の生ずる日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併の効力の生ずる日において甲に引き継ぐ。

乙は前項期日以降効力発生日に至る間におけるその資産、負債に変動を生じたものについては別に計算書を添付してその内容を直ちに甲に明示するものとする。

(会社財産の管理等)

第6条 甲及び乙はこの契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって業務を遂行、一切の財産を管理すべきものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をなす場合には、あらかじめ甲及び乙で協議し合意のうえ行うものとする。

(従業員の処遇)

第7条 甲は乙の従業員を合併の効力発生日を以て引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、それぞれ協議のうえ、これを定める。

(合併条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約締結の日より合併の効力の生ずる日の前日までの間において天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更を生じたとき、又は隠れた重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙で協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併承認總會)

第9条 本合併は会社法第796条第3項に定める簡易合併によるため、甲においては株主總會の承認を得ることなく行う。

乙の株式は全て甲が所有しており、本合併は会社法第784条第1項に定める略式合併によるため、乙においては株主總會の承認を得ることなく行う。

(解散費用)

第10条 乙の解散に要する費用は総て乙の負担とする。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときはその効力を失うものとする。

(本契約に定めのない事項)

第12条 この契約に定めたものの他、合併に関し必要な事項のあるときは、この契約の趣旨に基づいて、協議のうえ合併条件を変更し、または解除をすることができる。

第 60 期 報 告 書

(2020 年 3 月 1 日から 2021 年 2 月 28 日まで)

事 業 報 告

附 属 明 細 書

監 査 役 会 の 監 査 報 告 書

株式会社イズミ

事業報告

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響で落ち込んだ社会・経済活動に一定の回復が見られたものの、二度目の緊急事態宣言が発令されるなど、終息の目処は立っておらず、未だ不透明な状況が続いています。個人消費においては、外出自粛などの動向、将来不安などによる消費マインドの低迷などにより、極めて低調に推移しました。

このような状況の下、現状の新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、来店される地域の皆様、従事する従業員の健康と安全が最優先と考え、安心して来店、就業できる環境整備に腐心してきました。また、感染拡大防止とともに、ライフラインとしての役割を果たし、生活必需品の安定供給を両立させるべく、事業継続計画（BCP）を推進しています。当社が運営する主力業態「ゆめタウン」では、ゴールデンウィーク中における接触機会低減の徹底が最重要であるとし、入店する専門店について一部店舗を除き休業しました。また、緊急事態宣言の解除以後は、ソーシャルディスタンスの確保などお客様と従業員の安心・安全を大前提としつつ、感染動向を鑑みながら段階的に制約を緩和し、ニューノーマルへの対応を進めました。一方、これらの制約がもたらす今後の業績への影響を最小限に留めるべく、仕入計画の見直しによる在庫圧縮に早期に着手するとともに、思い切った経費削減を断行しました。こうした環境変化のネガティブな影響を原動力に筋肉質な経営体質およびコスト構造の再構築を実現すべく改革を推進し、その定着と完成を目指し取り組みを進めてきました。

これらの結果、当期の営業成績は以下のとおりとなりました。

区 分	金 額	前 期 比
営業収益	679,778百万円	8.7%減
営業利益	35,781百万円	12.2%増
経常利益	36,078百万円	12.8%増
親会社株主に帰属する当期純利益	23,053百万円	15.5%増

主な増減要因

① 営業収益及び売上総利益

営業収益のうち、売上高は前期比63,782百万円（9.0%）減少し、645,672百万円となりました。また、営業収入は前期比788百万円（2.3%）減少し、34,105百万円となりました。これは、主に当社において新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令を受け専門店の休業を実施したこと、及びその後の来店客数の減少等によるものです。

売上総利益は、147,467百万円（前期比8,636百万円減）となりました。売上高対比では22.8%となり前期に比べて0.8ポイント上昇しました。これは、主に在庫圧縮及びロス削減等に努めたことに加え、荒利益率の低い専門店の売上が減少し、それにより相対的に荒利益率の高い直営部門の売上構成が高まったこと等によるものです。

② 販売費及び一般管理費並びに営業利益

販売費及び一般管理費については、主に広告宣伝費や人件費が減少したことに加え、前期の新設・増床店舗及び既存店のリニューアルに係る創業経費が減少したこと等により、前期比13,317百万円（8.4%）減少の145,791百万円となりました。売上高対比では22.6%となり前期に比べて0.2ポイント上昇しました。

これらの結果、営業利益は前期比3,892百万円（12.2%）増加の35,781百万円となり、売上高対比は5.5%と前期に比べて1.0ポイント上昇しました。

③ 営業外損益及び経常利益

営業外収益は、前期比409百万円（27.6%）増加の1,893百万円となりました。一方、営業外費用は、前期比203百万円（14.6%）増加の1,597百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前期比4,098百万円（12.8%）増加の36,078百万円となりました。売上高対比は5.6%と前期に比べて1.1ポイント上昇しました。

④ 特別損益、法人税等、非支配株主に帰属する当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益

特別利益は、投資有価証券売却益3,115百万円等を計上し3,610百万円となりました（前期比2,941百万円の増加）。一方、特別損失は、感染症関連損失2,074百万円、減損損失1,641百万円等を計上し4,835百万円となりました（前期比2,032百万円の増加）。

法人税等は10,306百万円となりました（前期比800百万円の増加）。

非支配株主に帰属する当期純利益は1,493百万円となりました（前期比1,107百万円の増加）。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比3,099百万円（15.5%）増加の23,053百万円となりました。売上高対比は3.6%と前期に比べて0.8ポイント上昇しました。

各セグメントの業績

① 小売事業

主力の小売事業においては、現状の新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、来店される地域の皆様、従事する従業員の健康と安全が最優先と考え、安心して来店、就業できる環境整備に腐心してきました。また、感染拡大防止とともに、ライフラインとしての役割を果たし、生活必需品の安定供給を両立させるべく、事業継続計画（BCP）を推進しています。当社が運営する主力業態「ゆめタウン」では、ゴールデンウィーク中における接触機会低減の徹底が最重要であるとし、入店する専門店について一部店舗を除き休業しました。また、緊急事態宣言の解除以後は、ソーシャルディスタンスの確保などお客様と従業員の安心・安全を大前提としつつ、感染動向を鑑みながら段階的に制約を緩和し、ニューノーマルへの対応を進めました。一方、これらの制約がもたらす今後の業績への影響を最小限に留めるべく、仕入計画の見直しによる在庫圧縮に早期に着手するとともに、思い切った経費削減を断行しました。こうした環境変化のネガティブな影響を原動力に筋肉質な経営体質およびコスト構造の再構築を実現すべく改革を推進し、その定着と完成を目指し取り組みを進めてきました。

これらの取り組みに対して販売動向は、一昨年の消費増税後の消費マインドが低迷するなか、国内における新型コロナウイルス感染拡大による不要不急の外出を避ける動きが強まり、一層厳しい状況が続きました。

春先には、広域集客を図ってきた大型ショッピングセンター業態「ゆめタウン」では、外出を抑える動きが強まったことで来店客数に影響しました。緊急事態宣言の発令を受けた店舗営業の一部休業により、広域からの集客が一層減少し、大幅な売上減少を余儀なくされました。また、卒業式などのイベントが軒並み中止される中、フォーマルスーツなどのハレの日需要が消失するなど、特にアパレルの分野において不要不急の消費を避ける動きが強まりました。夏場に入り、政府の特別定額給付金による盛り返しの方、感染の再拡大から県をまたぐ移動が忌避され、盆商材、旅行関連商品などの需要減の影響を受けました。こうした動きの中、感染を危惧し日々の買い物を近隣で手短に済ませる消費者意識から、保存の利く食料品や生活必需品を中心に“巣ごもり消費”が急速に活発化しました。当社及び子会社の食品スーパーマーケット業態「ゆめマート」等では、それらの安定供給とともに衛生関連商品の品揃え確保に努め、最大1,800品目を暮らし応援価格にて提供しました。秋口以降もイエナカ需要により、生鮮食品や惣菜は好調に推移し、低調な衣料品の中でも実用衣料品には動きが見られまし

た。おせちなど年末商材の予約販売についても、オンライン予約を強化することで押上げを図りました。また、厳しい状況が続く飲食テナントについても、飛沫防止の亚克力板設置など感染症予防対策を強化したことで、徐々に回復の兆しが見られました。また、冬場には、感染再拡大に伴い、一部地域に二度目の緊急事態宣言が発令されたことを受け、大型店舗では専門店の営業時間を短縮したことが来店客数に影響しました。特に年末年始は、帰省自粛の動きや寒波の到来により苦戦した一方で、一人前パックやプチ贅沢商品への高まる需要や、生鮮食品を中心に継続するイエナカ需要を取り込むことで対応しました。しかしながら、全体としては、感染再拡大により大型ショッピングセンターへの不要不急の来店を抑える動きや、節約志向は継続しており、販売面では厳しい状況が続きました。これらの結果、当期における当社の既存店売上高は、前期比で10.3%減となりました。

コスト面では、コロナ禍による需要縮小見通しを念頭に収益構造の見直しに努めました。特に、衣料品を中心に仕入計画の見直しを行い、在庫圧縮により多額の在庫ロス発生を回避するとともに、広告宣伝費では折込みチラシやポイント施策の対象を見直すこと等で最適化を図り、販促効率を低下させることなくコスト総額を引き下げ、利益額を確保しました。

これらの結果、営業収益は659,977百万円（前期比8.7%減）、営業利益は31,217百万円（前期比17.3%増）となりました。

② 小売周辺事業

小売周辺事業では、金融事業の株式会社ゆめカードにおいて、電子マネー「ゆめか」及びクレジットカードの新規会員獲得、並びに小売事業の主力店舗「ゆめタウン」などの入居テナントをはじめとした外部加盟店での取扱いを拡大することで、収益の拡大を図りました。これにより、「ゆめか」の累計発行枚数は前期末における811万枚から当期末では852万枚となり、当社グループにおけるカード戦略が深まった一方、コロナ禍による小売事業への来店頻度の減少からキャッシュレス取扱高が減少しました。飲食事業のイズミ・フード・サービス株式会社においては、外食行動自体が自粛される中、テイクアウト需要の獲得や、ドーナツ事業におけるコラボ商品による押上げがあったものの、レストラン部門での客数減を補うには至りませんでした。また、施設管理事業の株式会社イズミテクノにおいては、公共施設等の指定管理業務で、管理する施設の休業による収益機会の逸失等の影響を受けました。食品製造事業の株式会社ゆめデリカにおいては、惣菜新工場「ゆめデリカ本社・深川第二工場」が稼働しました。HACCPに対応した設備を整え、最新技術を導入することで、供給体制の増強に加え、より鮮度の高い商品の提供を可能にし、食の安全と更なる美味しさを両面から追求していきます。今後の店舗網拡大とローコストオペレーションに貢献するとともに、製

品や製造工程の安全性及び雇用・労働問題等の経営課題に対応した施設を目指します。

これらの結果、営業収益は94,786百万円(前期比0.2%減)、営業利益は3,458百万円(前期比20.5%減)となりました。

③ その他

卸売事業では、マスクの販売が好調であったこと等により利益水準が改善しました。また、不動産賃貸事業では安定的な賃料収入を計上しました。

これらの結果、営業収益は5,297百万円(前期比0.6%増)、営業利益は1,172百万円(前期比10.2%増)となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、お客様満足の獲得と企業価値の向上のために、以下の経営施策を推進してまいります。

お客様満足度No. 1を目指して

- 三世代の幅広いニーズを満たす品揃え及びテナントを導入するとともに、ご家族が共に過ごすための快適な空間を実現することで、さらに魅力ある商業施設を構築してまいります。
- 地域のお客様にとって、品質・鮮度が高く安心・安全な商品を低価格でご提供する“いいものを安く”を各商品分野で実現させるべく、商品開発とともに原価低減、ロス削減を進めてまいります。
- 店舗を起点とした風通しの良い組織で、従業員の自律的な行動や能力開発をサポートし、明確な目標に対する成果を評価する体制を構築することで、さらに働き甲斐のある職場を実現してまいります。

持続的成長のために

- 広域型ショッピングセンター「ゆめタウン」、小商圈型店舗「ゆめマート」及び「ゆめモール」の今後の積極出店を展望し、キャッシュ・フロー創出能力の向上を目指し体質強化を図るとともに、既存店への活性化投資を継続的に行うことで、企業成長と地域シェアの拡大を実現してまいります。
- M&A戦略の積極展開による地域ドミナント基盤をより強固にし、商品調達面などでの競争優位を実現するとともに、地域経済の発展並びに雇用拡大に貢献してまいります。
- 店舗作業の効率化と人員多能工化により人時生産性を抜本的に改善させていく活動に取り組み、その成果を全店に展開することで生産性を高めてまいります。また、業務のデジタル化を推し進めることで省力化を図り、従業員の労働環境の整備を図るとともに、生み出された余剰時間をサービス向上へ転換しお客様の満足につなげてまいります。
- 中長期的な企業価値の向上に努めるべく、株主様・投資家様との対話を通じたコーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。
- これらのことから、創出するキャッシュ・フローを成長投資及び株主還元に振り向け、有効に活用してまいります。高水準の資本効率の維持と更なる向上、並びに株主価値の増加に努めてまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は124億50百万円であり、主に既存店舗の活性化及び惣菜工場の新設等によるものです。なお、これらの資金は借入金及び自己資金をもって充当しました。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

(株)イズミリカーの株式を取得したことにより、当連結会計年度より、連結の範囲に含めています。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第57期 2018年2月期	第58期 2019年2月期	第59期 2020年2月期	第60期 (当期) 2021年2月期
営業収益(百万円)	729,857	732,136	744,349	679,778
売上高(百万円)	696,266	697,679	709,455	645,672
営業利益(百万円)	38,487	35,273	31,888	35,781
経常利益(百万円)	38,208	35,099	31,979	36,078
親会社株主に 帰属する(百万円) 当期純利益	26,932	23,488	19,953	23,053
1株当たり当期純利益(円)	375.83	327.79	278.45	321.72
総資産(百万円)	479,867	484,876	490,106	489,692
純資産(百万円)	194,851	211,546	226,264	245,411

(注)営業収益は、売上高及び営業収入の合計です。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社15社及び持分法適用会社5社で構成され、小売事業、小売周辺事業及びその他の事業を展開していますが、各事業の内容は以下のとおりです。

① 小売事業

ショッピングセンター、ゼネラル・マーチャンダイジング・ストア(GMS)、スーパーマーケット等の業態による衣料品、住居関連品、食料品等の販売を主体としています。

② 小売周辺事業

クレジット取扱業務、店舗施設管理業務、外食等の小売事業を補完する業務を主体としています。

③ その他

卸売業、不動産賃貸業等です。

(7) 主要な営業所

当社	本社	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
	地域別店舗数	広島県	32店舗
		岡山県	10
		山口県	14
		島根県	7
		福岡県	19
		佐賀県	3
		大分県	3
		長崎県	2
		熊本県	9
		香川県	4
		徳島県	1
		兵庫県	3
		その他	2
	合 計		109

(株)ゆめマート熊本	本社	熊本市東区上南部二丁目2番2号	
	地域別店舗数	熊本県	23店舗

(株)ゆめマート北九州	本社	北九州市八幡西区中須1丁目1番7号	
	地域別店舗数	福岡県	22店舗
		大分県	2
		山口県	7
	合 計		31

(株)ユアーズ	本社	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
	地域別店舗数	広島県	22店舗
		岡山県	2
	合 計		24

(株)デイリーマート	本社	徳島県美馬市脇町大字猪尻字若宮南100番地1	
	地域別店舗数	徳島県	7店舗

(8) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
小売事業	3,758 名	+1 名
小売周辺事業	650	△8
その他	35	△5
合計	4,443	△12

(注) このほか、パートタイマーは11,149名（1名1日8時間換算）です。

(9) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
(株) ゆ め カ ー ド	480 百万円	100.0 %	金融業
(株) イ ズ ミ テ ク ノ	30	100.0 (14.0)	店舗施設管理業、建設業
イズミ・フード・サービス(株)	100	100.0	飲食業
(株) ゆ め マ ー ト 熊 本	257	100.0	小売業
(株) ゆ め マ ー ト 北 九 州	100	100.0 (0.4)	小売業
(株) ユ ア ー ズ	50	59.5	小売業

(注) 議決権比率の（内書）は、間接所有割合です。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
(株) 広 島 銀 行	15,864 百万円
(株) 日 本 政 策 投 資 銀 行	14,156
(株) 三 井 住 友 銀 行	13,174
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	8,823
(株) 三 菱 U F J 銀 行	7,697

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 195,243,000株
- (2) 発行済株式の総数 71,665,200株（自己株式8,106株を含む。）
- (3) 株主数 7,860名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山西ワールド(株)	19,935 千株	27.8 %
第一不動産(株)	4,208	5.9
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	3,705	5.2
(株)日本カストディ銀行（信託口）	3,427	4.8
(株)広島銀行	2,362	3.3
日本生命保険(相)	2,093	2.9
全国共済農業協同組合連合会	2,061	2.9
山西 泰明	2,037	2.8
第一生命保険(株)	2,030	2.8
イズミ広島共栄会	2,002	2.8

(注) 持株比率は、自己株式（8,106株）を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、消却及び保有

- ① 自己株式の取得
- ・ 単元未満株式の買取による取得
- 普通株式 760株
- 取得価額の総額 2 百万円
- ② 当事業年度末の保有株式
- 普通株式 8,106株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	当社の担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 西 泰 明	
専 務 取 締 役	梶 原 雄 一 朗	営業本部長
専 務 取 締 役	三 家 本 達 也	管理本部長
常 務 取 締 役	中 村 豊 三	テナント統括本部長
取 締 役	黒 本 寛	開発本部長
取 締 役	似 鳥 昭 雄	㈱ニトリホールディングス代表取締役会長 ㈱ニトリ代表取締役会長 ㈱ホームロジスティクス取締役ファウンダー コーナン商事㈱社外取締役
取 締 役	米 田 邦 彦	広島修道大学商学部教授
常 勤 監 査 役	川 本 邦 昭	
監 査 役	堀 川 智 子	中国木材㈱代表取締役社長 公認会計士
監 査 役	岡 田 弘 隆	税理士

(注) 1. 取締役 似鳥昭雄及び米田邦彦の両氏は、社外取締役です。

2. 監査役 堀川智子及び岡田弘隆の両氏は、社外監査役です。

3. 当期中における役員の異動は次のとおりです。

就任 2020年5月27日開催の第59回定時株主総会において、黒本寛氏は、新たに取締役に選任され同日就任しました。

2020年5月27日開催の第59回定時株主総会において、堀川智子及び岡田弘隆の両氏は、新たに監査役に選任され同日就任しました。

退任 2020年5月27日開催の第59回定時株主総会において、監査役 松原治郎及び通堂泰幸の両氏は、任期満了により退任しました。

2020年7月1日付で、取締役 本田雅彦氏は、取締役に辞任により退任しました。退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況は次のとおりです。

会社における地位	退任時の担当及び重要な兼職の状況
取締役	経営企画部長

4. 常勤監査役 川本邦昭氏及び監査役 岡田弘隆氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

5. 監査役 堀川智子氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

6. 期末日後における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりです。

(2021年3月1日付)

取締役専務執行役員 梶原雄一朗 GMS本部長

取締役専務執行役員 三家本達也 管理本部長

取締役 中村豊三 顧問

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取 締 役	8 名 (うち社外取締役 2 名)	140 百万円 (うち社外取締役 15 百万円)
監 査 役	5 名 (うち社外監査役 4 名)	14 百万円 (うち社外監査役 7 百万円)

- (注) 1. 株主総会の決議（2018年5月25日改定）による取締役の報酬の限度額は年額500百万円（うち社外取締役分30百万円）です。
2. 株主総会の決議（1994年5月26日改定）による監査役の報酬の限度額は年額20百万円です。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれていません。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した取締役に対する役員賞与引当金繰入額24百万円を含めています。
5. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額△65百万円（取締役△67百万円、監査役2百万円）を含めています。
6. 上記報酬等の額のほか、社外監査役が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額は3百万円です。
7. 上記報酬等の額のほか、2020年5月27日開催の第59回定時株主総会の決議による退任監査役2名（うち社外監査役2名）に対して役員退職慰労金13百万円（うち社外監査役13百万円）を支給しています。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれています。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役 似鳥昭雄氏は、㈱ニトリホールディングスの代表取締役会長及び㈱ニトリの代表取締役会長であり、当社とこれらの会社との間には土地・建物賃貸借契約に基づく取引関係がありますが、その取引額は連結売上高の1.0%未満です。同氏はコーナン商事㈱の社外取締役であり、当社とコーナン商事㈱との間には建物賃貸借契約に基づく取引関係がありますが、その取引額は連結売上高の1.0%未満です。また、同氏は㈱ニトリホールディングスの関係会社である㈱ホームロジスティクスの取締役ファウンダーであります。当社と㈱ホームロジスティクスとの間に取引関係はございません。

取締役 米田邦彦氏は、広島修道大学商学部教授であります。当社と広島修道大学との間に取引関係はございません。

監査役 堀川智子氏は、中国木材㈱の代表取締役社長であります。当社と中国木材㈱との間に取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	似 鳥 昭 雄	当事業年度開催の取締役会13回のうち、12回に出席し、主に企業経営者としての幅広い視野と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	米 田 邦 彦	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、企業経営についての幅広い知識と高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	堀 川 智 子	2020年5月27日就任以降に開催された取締役会10回のすべてに出席し、また、監査役会10回のすべてに出席し、必要に応じ主に企業経営者としての幅広い視野と経験に加えて、企業会計の専門家としての見識と経験に基づいて発言を適宜行っております。
監 査 役	岡 田 弘 隆	2020年5月27日就任以降に開催された取締役会10回のすべてに出席し、また、監査役会10回のすべてに出席し、必要に応じ主に税務の専門家としての見識と経験に基づいて発言を適宜行っております。

(注) 取締役 似鳥昭雄氏、取締役 米田邦彦氏、監査役 堀川智子氏及び監査役 岡田弘隆氏の4名を東京証券取引所の定める独立役員として届け出しています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 49百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益
の合計額 | 79百万円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i) 企業グループとしての社会的責任を適正に遂行し社会の公器として誠実な企業であり続けるため、コンプライアンス（法令遵守）の徹底を経営の重要課題と位置付け実効性のあるコンプライアンス体制を推進し社会からの信頼を確立する。
 - ii) 企業グループ全体の取締役及び使用人のコンプライアンスを推進するために、経営管理部を設置する。
 - iii) 取締役及び使用人は、事業活動における法令遵守を徹底するために「イズミグループ行動憲章」を掲げ、行動規範として職務を執行する。
 - iv) 経営管理部内部監査課は、定期的を実施する内部監査を通じて会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款等に適合しているか検証する。
 - v) 使用人が法令及び定款に違反する行為等を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築する。
 - vi) 経営管理部は、コンプライアンスに係る状況について定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
 - vii) 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。
 - viii) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i) 取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む情報・文書については、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の整備を行う。
- ii) 取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む情報等については、必要に応じて事後的に閲覧が可能な体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクとは事業活動に潜在する不確実な事象であることを認識し、その特定、評価、是正措置に対する方針を速やかに決定し、取締役会においてそのリスクマネジメントができる体制を構築する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i) 取締役は、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
 - ii) 取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には議案の審議に関する十分な資料が全役員に配布されるものとする。
- ⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制
- i) グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報については、当社社長とグループ会社社長との間において3か月に1回の報告を義務づける。また、当社グループ経営本部長とグループ会社社長との間で毎月1回の経営課題に係る対応策を協議することを義務づける。
 - ii) 当社のグループ会社に対するリスク管理については、月1回開催される当社のグループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において、グループ会社が抱えるリスクの報告を受けた上で、その対応策を審議する。
 - iii) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社に係る連結ベースの年度経営計画の策定等、当社グループ全体の経営を適正に管理監督する。
 - iv) グループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において審議・決定した法令遵守及びリスク管理については、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理委員が各社の取締役及び使用人に周知徹底する。
 - v) 当社の経営管理部内部監査課は、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。
 - vi) グループ会社において重大な法令違反または社会的信用を失墜するようなリスクが発生した場合、直ちに当社経営管理部に報告する体制を整備する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i) 監査役の職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、補助すべき使用人は監査役の指揮命令に服するものとする。
 - ii) 監査役室に所属する補助すべき使用人の選任については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
 - iii) 監査役室に所属する補助すべき使用人の業務執行に対しては、不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害しないように留意する。

- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制及び当社監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i) 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
 - ii) 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の支払に係る方針およびその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i) 当社は、監査役が監査を実施するために要する弁護士等の社外の専門家に対しての相談・鑑定・調査等その他の事務委託費用を負担する。
 - ii) 当社グループの代表取締役及びその他の取締役は、監査役と平素から相互の意思疎通を図るほか、監査役監査の重要性と有用性を認識し理解を深め、監査役の要求があれば積極的に協力する。
 - iii) 監査役は、経営管理部内部監査課及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、情報の共有化を図り、連携して監査を遂行する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりです。

(コンプライアンスに対する取組みの状況)

「感謝と信用をモットーに商業を通じて、より豊かな暮らしに貢献する」べく事業活動における法令遵守を徹底するため「イズミグループ行動憲章」を掲げ私たち一人ひとりが「人としてやってはいけないこと」を判断できる誠実な人を目指し「イズミ行動基準」の定着・徹底を図り、行動のチェックポイントにより自問自答を繰り返しております。

これらのことを、より具体的に推進するため当社の各部署及びグループ各社から委員を選任したコンプライアンス・リスク管理委員会を毎月1回開催することにより、全社的コンプライアンス意識向上のための教育並びに当社の各部署及びグループ各社における各リスクに対するモニタリング報告を実施し、全社的な情報共有を図るとともに対応策を協議しております。

また、グループ各社におけるコンプライアンス違反等については、適宜、当社経営管理部に報告されております。

(職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況)

当社は執行役員制度を導入しており、取締役（社外取締役を除く。）で構成する経営会議及び取締役（社外取締役を除く。）と執行役員で構成する本部長会議を原則毎週開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っております。

取締役会は取締役7名（うち社外取締役2名）で構成され、監査役3名も出席しております。取締役会規則に基づき、各議案の審議、業務執行の状況等についての監督を行い、活発な意見交換がなされており、第60期の取締役会は、定時13回開催しました。

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議決裁制度を採用し、店舗においては電子化し、迅速かつ効率的な管理体制を構築しております。

(損失の危険の管理に対する取組みの状況)

コンプライアンス・リスク管理委員会による体制の整備のほか、内部監査基本計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。

(当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況)

当社グループにおいては、3か月に1回の当社社長とグループ会社社長による会議を開催し、業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。

また、当社グループ経営本部長とグループ会社社長との間で、毎月1回の経営課題に係る対応策の会議を開催し、業務執行等について協議しております。

さらに、四半期ごとにグループ会社の事業活動の状況を当社の取締役会で報告しております。

(監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況)

監査役及び社外監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席、代表取締役との懇談、会計監査人との定期的な意見交換及び内部監査課との情報交換等を行うことにより、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質の強化を図りつつ、安定的に配当を継続していくことを重視しています。また、内部留保金につきましては、有利子負債削減などの財務体質の強化を図りながら、成長分野への戦略投資に充当してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入して表示しています。

事業報告の附属明細書

(2020 年 3 月 1 日 から 2021 年 2 月 28 日まで)

1. 会社役員の兼務の状況の明細

事業報告 11 ページに記載のとおりです。

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月13日

株式会社イズミ 監査役会

常勤監査役	川	本	邦	昭	㊞
社外監査役	堀	川	智	子	㊞
社外監査役	岡	田	弘	隆	㊞

以 上

第 60 期 報 告 書

(2020 年 3 月 1 日から 2021 年 2 月 28 日まで)

連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
附 属 明 細 書
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書
計算書類に係る会計監査人監査報告書

株式会社イズミ

連 結 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (2021年2月28日)	(ご参考) 前連結会計年度 (2020年2月29日)
(資 産 の 部)		
流 動 資 産	(107,112)	(98,302)
現 金 及 び 預 金	25,306	8,982
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	42,497	46,392
商 品 及 び 製 品	21,661	25,780
仕 掛 品	20	13
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	458	535
そ の 他	17,717	17,242
貸 倒 引 当 金	△550	△644
固 定 資 産	(382,580)	(391,804)
有形固定資産	(330,539)	(337,447)
建 物 及 び 構 築 物	155,281	161,672
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	4,057	3,379
土 地	163,136	163,240
リ ー ス 資 産	20	10
建 設 仮 勘 定	497	1,552
そ の 他	7,545	7,591
無形固定資産	(10,690)	(11,479)
の れ ん	2,441	3,172
そ の 他	8,249	8,307
投資その他の資産	(41,350)	(42,877)
投 資 有 価 証 券	9,876	11,039
長 期 貸 付 金	1,542	1,563
繰 延 税 金 資 産	9,244	8,326
敷 金 及 び 保 証 金	16,909	17,722
そ の 他	4,322	4,783
貸 倒 引 当 金	△546	△558
資 産 合 計	489,692	490,106

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (2021年2月28日)	(ご参考) 前連結会計年度 (2020年2月29日)
(負 債 の 部)		
流 動 負 債	(113,596)	(113,962)
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	47,367	49,977
短 期 借 入 金	1,300	2,000
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	19,756	19,925
未 払 金	14,076	15,653
未 払 法 人 税 等	7,983	5,089
賞 与 引 当 金	2,204	2,206
役 員 賞 与 引 当 金	36	27
ポ イ ン ト 引 当 金	2,416	2,695
商 品 券 回 収 損 失 引 当 金	115	81
建 物 取 壊 損 失 引 当 金	117	—
資 産 除 去 債 務	39	13
そ の 他	18,183	16,291
固 定 負 債	(130,684)	(149,879)
長 期 借 入 金	88,335	106,991
リ ー ス 債 務	17	5
長 期 預 り 敷 金 保 証 金	22,552	23,498
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	915	1,002
利 息 返 還 損 失 引 当 金	146	114
建 物 取 壊 損 失 引 当 金	436	—
退 職 給 付 に 係 る 負 債	8,852	8,514
繰 延 税 金 負 債	980	1,413
資 産 除 去 債 務	8,267	8,099
そ の 他	180	237
負 債 合 計	244,281	263,841
(純 資 産 の 部)		
株 主 資 本	(231,200)	(213,604)
資 本 金	19,613	19,613
資 本 剰 余 金	22,545	22,267
利 益 剰 余 金	189,072	171,751
自 己 株 式	△30	△27
その他の包括利益累計額	(1,294)	(741)
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,171	753
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	123	△12
非 支 配 株 主 持 分	(12,915)	(11,918)
純 資 産 合 計	245,411	226,264
負債・純資産合計	489,692	490,106

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 損 益 計 算 書

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (2020年3月1日から 2021年2月28日まで)		(ご参考) 前連結会計年度 (2019年3月1日から 2020年2月29日まで)	
売上高		645,672		709,455
売上原価		498,204		553,351
売上総利益		147,467		156,103
営業収益		34,105		34,893
営業総利益		181,573		190,997
販売費及び一般管理費		145,791		159,108
営業利益		35,781		31,888
営業外収益				
受取利息及び配当金	243		250	
仕入割引	183		291	
持分法による投資利益	84		9	
違約金収入	149		164	
その他	1,232	1,893	768	1,484
営業外費用				
支払利息	700		818	
支払補償費	115		142	
その他	781	1,597	433	1,393
経常利益		36,078		31,979
特別利益				
固定資産売却益	57		329	
投資有価証券売却益	3,115		9	
補助金収入	25		310	
保険金の収入	412		—	
その他	—	3,610	19	669
特別損失				
固定資産売却損	1		21	
固定資産除却損	121		333	
減損損失	1,641		1,146	
投資有価証券評価損	—		486	
店舗閉鎖損失	38		419	
建設計画変更損失	—		213	
感染症関連損失	2,074		—	
災害による損失	222		—	
建物取壊損失引当金繰入額	556		—	
その他	179	4,835	183	2,803
税金等調整前当期純利益		34,852		29,845
法人税、住民税及び事業税	11,788		9,685	
法人税等調整額	△1,482	10,306	△179	9,505
当期純利益		24,546		20,339
非支配株主に帰属する当期純利益		1,493		385
親会社株主に帰属する当期純利益		23,053		19,953

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,613	22,267	171,751	△27	213,604
当期変動額					
剰余金の配当			△5,732		△5,732
親会社株主に帰属する当期純利益			23,053		23,053
自己株式の取得				△2	△2
連結子会社株式の取得 による持分の増減		278			278
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	278	17,320	△2	17,596
当期末残高	19,613	22,545	189,072	△30	231,200

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	753	△12	741	11,918	226,264
当期変動額					
剰余金の配当					△5,732
親会社株主に帰属する当期純利益					23,053
自己株式の取得					△2
連結子会社株式の取得 による持分の増減					278
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	418	135	553	996	1,550
当期変動額合計	418	135	553	996	19,146
当期末残高	1,171	123	1,294	12,915	245,411

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 15社

(1) 主要な連結子会社の名称

(株)ゆめカード、(株)イズミテクノ、イズミ・フード・サービス(株)、(株)ゆめマート熊本、(株)ゆめマート北九州、(株)ユアーズ

その他の連結子会社 9社

(株)イズミリカーの株式を取得したことにより、当連結会計年度より、連結の範囲に含めています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

(株)熱建

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 5社

(1) 会社等の名称

(株)マルヨシセンター、荒尾シティプラン(株)、(株)ロッツ、(株)サングリーン、飯塚都市開発(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

(株)熱建

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時俣法

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によって
います。

商品及び製品 主として売価還元法

仕掛品 個別法

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物、一部の大規模複合型ショッピングセンター並びに一部の連結子会社では定額法を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しています。

無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しています。

リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。なお、リース取引開始日が2009年2月28日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
-------	--

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に充てるため、賞与の支給見込額に基づき計上しています。
役員賞与引当金	役員の賞与の支給に充てるため、賞与の支給見込額に基づき計上しています。
ポイント引当金	当社及び一部の連結子会社は将来のメンバーズカードのポイントの使用による売上値引に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる金額を計上しています。
商品券回収損失引当金	一定期間後収益に計上したものに対する将来の使用に備えるため、過去の実績に基づく将来の損失見込額を計上しています。
役員退職慰労引当金	当社及び一部の連結子会社は、役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を引当計上しています。
利息返還損失引当金	将来の利息返還請求に起因して生じる利息返還額に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しています。
建物取壊損失引当金	建物取壊しによる損失に備えるため、取壊しの見積り額に基づいた金額を計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

② ヘッジ会計の方法

(i) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約、通貨スワップ及び通貨オプションについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

(ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

(iii) ヘッジ方針

通貨関連は輸入取引における為替変動リスクの軽減のために、金利関連は市場金利変動リスクの回避と金利情勢の変化に対応し長期固定金利を実勢金利に合わせるために、利用しています。なお、投機目的のデリバティブ取引は行わないこととしています。

(iv) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利及び為替相場と、ヘッジ対象の指標金利及び為替相場との変動等を考慮して判断しています。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

(i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。

(iii) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る

調整累計額に計上しています。

(iv) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

④ のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しています。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。

(5) 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていました「投資有価証券売却益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしています。

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	10,825百万円
土 地	29,286百万円
合 計	40,111百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	一百万円
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	19,040百万円
合 計	19,040百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 287,598百万円

3. 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っています。

(協)サングリーン	495百万円
飯塚都市開発(株)	149百万円
合 計	644百万円

4. 貸出コミットメント契約

連結子会社である(株)ゆめカードにおいては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っています。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりです。

貸出コミットメントの総額	81,718百万円
貸出実行額	5,560百万円
差引額	76,157百万円

なお、上記貸出コミットメント契約においては、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査を貸出の条件としているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

(単位：千株)

区分	株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式	普通株式	71,665	—	—	71,665
自己株式	普通株式	7	0	—	8

(注) 当連結会計年度の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年5月27日 定時株主総会	普通株式	2,866百万円	40円00銭	2020年2月29日	2020年5月28日
2020年10月13日 取締役会	普通株式	2,866百万円	40円00銭	2020年8月31日	2020年11月12日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年5月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月26日 定時株主総会	普通株式	3,081百万円	利益剰余金	43円00銭	2021年 2月28日	2021年 5月27日

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用においては短期的な預金等、安全性の高い金融商品にて運用することとしています。また、資金調達については、設備投資計画等に基づき必要な資金を主に銀行借入や社債等により調達しています。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、当該リスクに関しましては、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、市場リスク及び信用リスクに晒されていますが、定期的に時価や財務状況等の把握を行っており、リスク低減に努めています。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借契約に伴うものであり、信用リスクに晒されていますが、回収状況等の継続的なモニタリングを実施しています。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、一年以内の支払期日です。また、一部には商品等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（為替予約取引等）を利用してヘッジしています。ヘッジの有効性の評価については、外貨建取引の振当処理の要件を満たしているため、省略しています。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されています。なお、長期借入金の一部については、金利コストを管理するために個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として使用しています。ヘッジの有効性の評価については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関と行っています。

長期預り敷金保証金は、主に店舗に入居するテナントから預け入れされたものです。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません（(注2)を参照ください）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	25,306	25,306	—
(2) 受取手形及び売掛金	42,497	42,497	—
(3) 投資有価証券			
関係会社株式	557	599	41
其他有価証券	7,107	7,107	—
(4) 敷金及び保証金	8,632	8,544	△88
資産計	84,102	84,055	△47
(5) 支払手形及び買掛金	47,367	47,367	—
(6) 短期借入金	1,300	1,300	—
(7) 未払金	14,076	14,076	—
(8) 長期借入金	108,091	109,469	1,377
(9) 長期預り敷金保証金	16,092	16,072	△19
負債計	186,927	188,286	1,358
(10) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

取引所の価格によっています。

(4) 敷金及び保証金

このうち、将来キャッシュ・フローの見積りが可能であるものの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割引いた現在価値により算定しています。なお、一年内回収予定の差入保証金を含めています。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、並びに(7) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。なお、為替予約の振当処理の対象となっているものの時価は、当該為替予約後の金額によっています。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額によっています。なお、金利スワップの特例処理の対象とされているものの時価は、当該金利スワップ後の金利形態によって算定しています。なお、一年内返済予定の長期借入金を含めています。

(9) 長期預り敷金保証金

このうち、将来キャッシュ・フローの見積りが可能であるものの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割引いた現在価値により算定しています。なお、一年内返済予定の預り保証金を含めています。

(10)デリバティブ取引

為替予約については、為替予約の振当処理としてヘッジ対象である支払手形及び買掛金と一体として処理しているため、その時価は当該支払手形及び買掛金に含めて記載しています。また、金利スワップについては、金利スワップの特例処理としてヘッジ対象である長期借入金と一体として処理しているため、その時価は当該長期借入金に含めて記載しています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	146
関係会社株式	2,065
出資金	127
敷金及び保証金	8,759
長期預り敷金保証金	6,519

これらについては、市場価格がなく、時価を算定することが極めて困難と認められることから、表中には含めていません。

V. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しています。

VI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 3,244円56銭

1株当たり当期純利益 321円72銭

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

VIII. その他の注記

1. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

用途	場所	種類
店舗	香川県、岡山県、山口県他	土地、建物及び構築物他
賃貸用資産	山口県	土地
遊休資産	香川県、徳島県	土地、建物及び構築物

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、賃貸用資産については、物件単位ごとにグルーピングを行っています。収益性の低下、使用範囲の変更により回収可能価額を著しく低下させる変化があったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失1,641百万円を特別損失として計上しました。その主な内訳は、土地794百万円、建物及び構築物726百万円です。

回収可能価額は、主に正味売却価額によっており、正味売却価額は、不動産鑑定評価額等に基づき算定しています。

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(単位：百万円)

区 分	当事業年度 (2021年2月28日)	(ご参考) 前事業年度 (2020年2月29日)
(資産の部)		
流動資産	(96,885)	(85,522)
現金及び預金	20,048	4,386
売掛金	13,098	13,933
商材及び貯蔵品	18,608	22,384
前払費用	286	295
短期貸付金	839	794
預け金	37,219	38,519
そ の 他 金	3,691	1,625
貸倒引当金	3,175	3,725
	△83	△142
固定資産	(326,327)	(337,953)
有形固定資産	(275,488)	(286,757)
建物	130,046	139,528
構築物	4,928	5,588
機械及び装置	2,636	2,775
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	5,027	5,364
土地	132,501	132,793
リース資産	5	8
建設仮勘定	342	698
無形固定資産	(6,367)	(6,402)
借地権	4,212	4,332
ソフトウェア	1,459	1,337
その他	695	732
投資その他の資産	(44,471)	(44,794)
投資有価証券	1,749	1,586
関係会社株	12,486	12,428
出資金	4	4
長期貸付金	1,397	1,417
長期前払費用	620	699
繰延税金資産	7,580	6,788
出店仮勘定	242	219
敷金及び保証金	17,624	18,482
そ の 他 金	3,052	3,465
貸倒引当金	△286	△297
資産合計	423,212	423,476

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：百万円)

区 分	当事業年度 (2021年2月28日)	(ご参考) 前事業年度 (2020年2月29日)
(負債の部)		
流動負債	(109,559)	(105,897)
買入短期借入金	40,808	43,224
1年内返済予定の長期借入金	19,450	14,840
リース負債	16,937	14,744
未払金	3	3
未払費用	11,747	15,609
未払法人税等	1,783	1,858
未払消費税等	5,796	3,693
前受金	3,191	2,107
預賞金	1,448	1,512
賞与引当金	1,994	1,755
役員賞与引当金	1,690	1,726
ポイソン引当金	24	2
商品回収損失引当金	2,345	2,616
建物取壊損失引当金	115	81
資産除却損失引当金	117	—
その他負債	39	1
固定負債	2,063	2,119
長期借入金	(124,500)	(140,329)
長期リース負債	86,215	102,053
長期預り敷金保証金	2	5
退職給付引当金	21,673	22,574
役員退職慰労引当金	7,747	7,305
建物取壊損失引当金	827	906
資産除却損失引当金	436	—
その他負債	7,545	7,416
	50	67
負債合計	234,060	246,227
(純資産の部)		
株主資本	(188,639)	(176,913)
資本金	19,613	19,613
資本剰余金	22,282	22,282
資本準備金	22,282	22,282
利益剰余金	146,774	135,045
利益準備金	2,094	2,094
その他の利益剰余金	144,680	132,951
特別償却準備金	5	13
固定資産圧縮積立金	1,462	1,528
別途積立金	49,736	49,736
繰越利益剰余金	93,475	81,673
自己株	△30	△27
評価・換算差額等	(512)	(335)
その他有価証券評価差額金	512	335
純資産合計	189,151	177,249
負債・純資産合計	423,212	423,476

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

区 分	当事業年度 (2020年3月1日から 2021年2月28日まで)		(ご参考) 前事業年度 (2019年3月1日から 2020年2月29日まで)	
売上高		603,041		667,833
売上原価		485,480		541,520
売上総利益		117,561		126,313
営業業収入		31,541		32,309
営業総利益		149,102		158,622
販売費及び一般管理費		119,973		132,596
営業利益		29,128		26,026
営業外収益				
受取利息及び配当金	335		333	
仕入割引	183		291	
違約金収入	149		151	
その他	902	1,571	619	1,396
営業外費用				
支払利息	727		822	
支払補償	115		142	
その他	436	1,280	216	1,181
経常利益		29,420		26,240
特別利益				
固定資産売却益	32		0	
投資有価証券売却益	521		31	
補助金収入	25	579	73	105
特別損失				
固定資産売却損	0		20	
固定資産除却損	68		225	
減損損失	1,521		585	
投資有価証券評価損	—		387	
店舗閉鎖損失	13		263	
建設計画変更損失	—		213	
感染症関連損失	2,115		—	
建物取壊損失引当金繰入額	556		—	
その他	179	4,455	131	1,826
税引前当期純利益		25,544		24,519
法人税、住民税及び事業税	8,876		7,517	
法人税等調整額	△793	8,082	△51	7,465
当期純利益		17,461		17,053

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資 本 剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金
当期首残高	19,613	22,282	22,282	2,094	13	1,528	49,736
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
特別償却準備金の取崩					△7		
固定資産圧縮積立金の取崩						△66	
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	△7	△66	—
当期末残高	19,613	22,282	22,282	2,094	5	1,462	49,736

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計 合		
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計
	その他利益 剰余金	利 益 剰 余 金 計 合					
	繰越利益 剰 余 金						
当期首残高	81,673	135,045	△27	176,913	335	335	177,249
当期変動額							
剰余金の配当	△5,732	△5,732		△5,732			△5,732
当期純利益	17,461	17,461		17,461			17,461
特別償却準備金の取崩	7	－		－			－
固定資産圧縮積立金の取崩	66	－		－			－
自己株式の取得			△2	△2			△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					176	176	176
当期変動額合計	11,802	11,728	△2	11,725	176	176	11,902
当期末残高	93,475	146,774	△30	188,639	512	512	189,151

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格などに基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

商品（店 舗）

売価還元法

（エクセル事業部）

移動平均法

（流通センター）

最終仕入原価法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物並びに一部の大規模複合型ショッピングセンターでは定額法を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しています。

無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。なお、リース取引開始日が2009年2月28日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
-------	--

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に充てるため、賞与の支給見込額に基づき計上しています。
役員賞与引当金	役員の賞与の支給に充てるため、賞与の支給見込額に基づき計上しています。
ポイント引当金	将来のメンバーズカードのポイントの使用による売上値引に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる金額を計上しています。
商品券回収損失引当金	一定期間後収益に計上したものに対する将来の使用に備えるため、過去の実績に基づく将来の損失見込額を計上しています。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

役員退職慰労引当金 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を引当計上しています。

建物取壊損失引当金 建物取壊しによる損失に備えるため、取壊しの見積り額に基づいた金額を計上しています。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

(i) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

(ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借 入 金

(iii) ヘッジ方針

通貨関連は輸入取引における為替変動リスクの軽減のために、金利関連は市場金利変動リスクの回避と金利情勢の変化に対応し長期固定金利を実勢金利に合わせるために、利用しています。なお、投機目的のデリバティブ取引は行わないこととしています。

(iv) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利及び為替相場と、ヘッジ対象の指標金利及び為替相場との変動等を考慮して判断しています。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	10,825百万円
土	地	29,286百万円
合	計	40,111百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	一百万円
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	19,040百万円
合　　計	19,040百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 242,948百万円

3. 保証債務

金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っています。

(協)サングリーン	495百万円
合 計	495百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	48,425百万円
長期金銭債権	3,686百万円
短期金銭債務	22,843百万円
長期金銭債務	50百万円

5. 取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	一百万円
長期金銭債権	一百万円
短期金銭債務	0百万円
長期金銭債務	一百万円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社との営業取引による取引高の総額	83,399百万円
関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額	305百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7	0	—	8

(注) 当事業年度の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	515百万円
ポイント引当金	715百万円
退職給付引当金	2,410百万円
役員退職慰労引当金	252百万円
減価償却超過額	1,168百万円
減損損失	2,298百万円
資産除去債務	2,313百万円
その他	1,776百万円
繰延税金資産小計	11,450百万円
評価性引当額	△2,194百万円

繰延税金資産合計 9,256百万円

繰延税金負債

特別償却準備金	△2百万円
固定資産圧縮積立金	△641百万円
その他有価証券評価差額金	△141百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△831百万円
その他	△58百万円

繰延税金負債合計 △1,676百万円

繰延税金資産の純額 7,580百万円

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、店舗の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高
子会社	(株)ゆめカード	広島市東区	480	金融業、不動産賃貸業	直接 100.0% 間接 —	クレジットカードによる商品販売代金の回収等(注1) 資金貸借 役員の兼任	クレジットカードによる商品販売代金の回収等(注1) 手数料の支払(注1) 貸付金の回収 利息の受取(注2)	75,137 1,577 4,700 39	売掛金 短期貸付金	5,084 18,700
	(株)イズミテクノ	広島市西区	30	店舗施設管理業他	直接 86.0% 間接 14.0%	資金貸借	資金の借入 利息の支払(注2)	500 24	短期借入金	9,000
	(株)ゆめマート北九州	北九州市八幡西区	100	小売業	直接 99.6% 間接 0.4%	資金貸借	貸付金の回収 利息の受取(注2)	500 18	短期貸付金	7,500
	(株)ユアーズ	広島市東区	50	小売業	直接 59.5% 間接 —	資金貸借	資金の貸付 利息の受取(注2)	2,300 13	短期貸付金	6,350
	(株)泉不動産	広島市西区	150	不動産賃貸業	直接 35.7% 間接 0.2%	資金貸借 役員の兼任	資金の借入 利息の支払(注2)	4,400 6	短期借入金	5,150

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) クレジットカードによる商品販売代金の回収は、加盟店契約に基づいており、回収に係る支払手数料については、他の信販会社との取引条件を参考にして、交渉の上決定しています。

(注2) 金利については、市場金利を勘案して決定しています。

(注3) 取引金額には消費税等を含めていません。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称または 氏名	所在地	資本金 または 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高
役員の近親 者が議決権 の過半数を 所有してい る会社	第一不動産 (株) (注1)	広島市 東区	30	不動産管 理業	(被所有) 直接 5.9% 間接 —	不動産賃借	不動産賃借 (注3)	341	—	—
	山西ワール ド(株) (注2)	広島市 東区	100	不動産管 理業	(被所有) 直接 27.8% 間接 —	不動産賃借	不動産賃借 (注3)	44	差入敷金	15

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 山西泰明の近親者が同社議決権の過半数を所有しています。

(注2) 山西泰明の近親者が同社議決権の過半数を所有しています。

(注3) 不動産賃借料については、一般取引条件を参考にして決定しています。

(注4) 取引金額には消費税等を含めていません。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,639円68銭

1株当たり当期純利益 243円67銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X. その他の注記

1. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

用途	場所	種類
店舗	香川県、岡山県、山口県他	土地、建物他
賃貸用資産	山口県	土地
遊休資産	香川県、徳島県	土地、建物

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、賃貸用資産及び遊休資産については、物件単位ごとにグルーピングを行っています。収益性の低下、使用範囲の変更により回収可能価額を著しく低下させる変化があったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失1,521百万円を特別損失として計上しました。その主な内訳は、土地794百万円及び建物567百万円です。

回収可能価額は、主に正味売却価額によっており、正味売却価額は、不動産鑑定評価額等に基づき算定しています。

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類に係る附属明細書

(2020 年 3 月 1 日から 2021 年 2 月 28 日まで)

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建物	139,528	1,620	2,080 (567)	9,021	130,046	192,832	322,878
	構築物	5,588	82	117 (39)	624	4,928	18,557	23,486
	機械及び装置	2,775	396	2	533	2,636	5,952	8,588
	車両運搬具	0	—	—	—	0	3	3
	工具、器具及び備品	5,364	1,824	15	2,145	5,027	25,593	30,620
	土地	132,793	727	1,019 (794)	—	132,501	—	132,501
	リース資産	8	—	—	3	5	9	15
	建設仮勘定	698	4,247	4,602	—	342	—	342
	有形固定資産計	286,757	8,898	7,838 (1,401)	12,328	275,488	242,948	518,436
無形 固定 資産	借地権	4,332	—	120 (120)	—	4,212	—	4,212
	ソフトウェア	1,337	750	0	627	1,459	2,218	3,678
	その他	732	345	206	175	695	1,495	2,191
	無形固定資産計	6,402	1,095	327 (120)	803	6,367	3,714	10,081

(注) 1. 「当期減少額」欄の()は内数で減損損失計上額です。

2. 少額資産については、各資産の種類ごとに含めて記載しています。

3. 建物の主な減少 売却・減損損失等によるもの 2,031 百万円

4. 土地の主な増加 店舗新設・賃借地購入等によるもの 727 百万円

5. 土地の主な減少 減損損失・売却によるもの 1,019 百万円

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	440	369	440	369
賞与引当金	1,726	1,690	1,726	1,690
役員賞与引当金	2	24	2	24
ポイント引当金	2,616	2,345	2,616	2,345
商品券回収損失引当金	81	102	68	115
退職給付引当金	7,305	856	414	7,747
役員退職慰労引当金	906	—	78	827
建物取壊損失引当金	—	556	2	554

3. 販売費および一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
広告費	8,108	
陳列装飾費	384	
包装費	307	
運賃	1,226	
商品開発費	5	
役員報酬	195	
給料	33,750	
賞与	3,691	
賞与引当金繰入額	1,690	
役員賞与引当金繰入額	24	
退職給付費用	996	
役員退職慰労引当金繰入額	△65	
教育費	77	
社員募集費	58	
福利厚生費	7,605	
消耗品費	2,096	
保険料	261	
賃借料	720	
地代家賃	9,030	
修繕費	5,250	
通信費	232	
水道光熱費	5,824	
事業所税	189	
租税公課	4,537	
貸倒引当金繰入額	20	
減価償却費	13,132	
交際費	13	
寄付金	83	
旅費交通費	378	
図書費	10	
外注工賃	136	
流通センター経費	5,412	
共同管理費	370	
清掃費	1,762	
警備費	2,490	
E D P 処理費	471	
資産除去債務に係る利息費用	123	
雑費	9,367	
計	119,973	

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月9日

株式会社イズミ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横 澤 悟 志 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前 田 貴 史 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 江 友 樹 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イズミの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イズミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年4月9日

株式会社イズミ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横 澤 悟 志 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前 田 貴 史 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 江 友 樹 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イズミの2020年3月1日から2021年2月28日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上